

# 令和5年度 第2回蕨市防災会議

日 時 令和5年11月15日（水）

午前10時

場 所 蕨市役所 大会議室

---

## 次 第

---

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 審議事項

蕨市地域防災計画（素案）について

4. 閉 会

----- 次回の防災会議について -----

<第3回>

令和6年2月6日（火）午前10時30分 蕨市役所 大会議室

## 蕨市防災会議委員名簿

区分	機 関 名 ・ 職 名	氏 名
会長	蕨 市 長	頼 高 英 雄
1号	蕨 市 議 会 議 長	大 石 幸 一
	蕨市議会教育まちづくり常任委員会委員長	比 企 孝 司
2号	関東農政局埼玉県拠点地方参事官室地方参事官	筒 浦 良 昌
	川 口 労 働 基 準 監 督 署 長	津 田 恵 子
3号	埼玉県さいたま農林振興センター所長	田 嶋 貴 公
	埼 玉 県 南 部 保 健 所 長	平 野 宏 和
	埼玉県さいたま県土整備事務所長	小 高 巖
	埼玉県南部地域振興センター所長	澁 澤 幸
4号	埼 玉 県 蕨 警 察 署 長	増 淵 健
5号	蕨 戸 田 市 医 師 会 副 会 長	小 山 祐 康
	埼 玉 県 獣 医 師 会 南 支 部 会 計 事 務	新 宮 恵 理 子
6号	理 事	佐 藤 慎 也
	総 務 部 長	阿 部 泰 洋
	市 民 生 活 部 長	小 柴 正 樹
	健 康 福 祉 部 長	根 津 賢 治
	都 市 整 備 部 長	高 橋 稔 明
	水 道 部 長	相 馬 一 富
	市 立 病 院 長	鷺 見 禎 仁
	議 会 事 務 局 長	小 谷 野 賢 一
	教 育 部 長	渡 部 幸 代
市 立 病 院 事 務 局 長	田 谷 信 行	
7号	教 育 長	松 本 隆 男
8号	消 防 長	野 崎 好 伴
9号	蕨 市 消 防 団 長	沖 田 政 夫
10号	東日本旅客鉄道株式会社 川口駅長	水 野 隆
	NTT 東日本 埼玉事業部 埼玉南支店長	霜 鳥 正 隆
	東京ガスネットワーク株式会社埼玉支社副支社長	檜 山 敦
	日本通運株式会社 埼玉支店長	入 江 浩
	一般社団法人戸田蕨トラック協会代表理事	池 永 和 義
	東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社副総支社長	田 山 雄 平
日 本 郵 便 株 式 会 社 蕨 郵 便 局 長	平 山 嘉 信	
11号	蕨 市 町 会 長 連 絡 協 議 会 会 長	植 田 富 美 子
	蕨 市 地 域 女 性 団 体 連 絡 協 議 会 会 長	岡 本 和 子
	蕨 市 赤 十 字 奉 仕 団 委 員 長	庄 野 孝 子

## 蕨市地域防災計画の改定について

### 1. 計画の位置づけ、改定の背景

蕨市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく法定計画であり、市長を会長とする蕨市防災会議が定めるものである。

また、市域の災害対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより災害による被害の軽減を図り、住民の生命、身体及び財産を保護すると共に、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として作成されるものである。

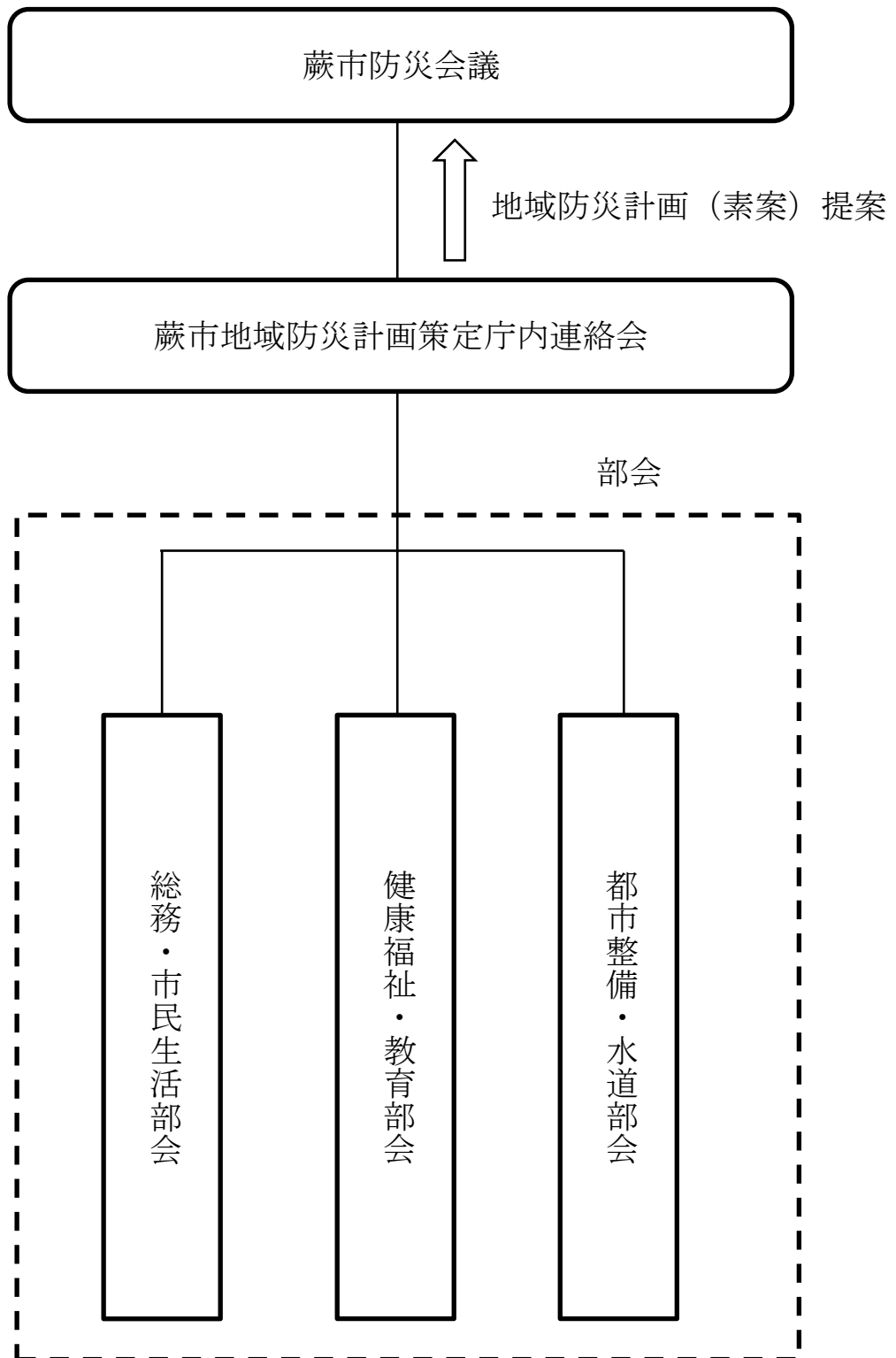
現在の蕨市地域防災計画は、平成27年3月に修正しているが、その後に災害対策基本法等の防災に関連する法律の改正や上位計画である「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」が修正されていることから、それらの内容と整合を図るため、令和5年度中に改定を行う。

### 2. 改定を予定する主な項目

- (1) 防災に関する法律の改正、上位計画等の修正内容の反映
  - ・ 災害対策基本法の一部を改正する法律
  - ・ 特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律
  - ・ 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律
  - ・ 防災基本計画
  - ・ 埼玉県地域防災計画
  - ・ その他ガイドライン等（感染症対策についての配慮など）
- (2) 防災施策、防災関係機関の組織、資料等の更新

※ 資料2「蕨市地域防災計画 概要版（案）」参照。

### 3. 推進体制



#### 4. 改定スケジュール

時期		内容	備考
令和5年	6月	庁内連絡会（第1回） 部会（第1回・全体会） ・検討体制、改定スケジュール、改定方針等の確認	
令和5年	7月	部会（第2回） ・課題の抽出、整理	3部会
令和5年	8月8日	防災会議（第1回） ・改定スケジュール、改定方針等の承認	
令和5年	8月	部会（第3回） ・地域防災計画（検討素案）の検討	3部会
令和5年	9月	庁内連絡会（第2回） ・進捗報告、地域防災計画（検討素案）の確認等	
令和5年	9月 ～10月	各課意見照会 ・地域防災計画（検討素案）の配布	
令和5年	10月	庁内連絡会（第3回） ・地域防災計画（素案）の確認等	
令和5年	11月	防災会議委員・埼玉県意見照会 ・地域防災計画（素案）の配布	
令和5年	11月	防災会議（第2回） ・地域防災計画（素案）の報告	
令和5年	11月	議会報告 ・地域防災計画（素案）の報告	
令和5年	12月	パブリック・コメント ・地域防災計画（案）に対するパブコメの募集	
令和5年 ～6年	12月 1月	各課最終確認 ・地域防災計画（案）の配布	
令和6年	2月	防災会議（第3回） ・地域防災計画（案）の承認	
令和6年	3月	・地域防災計画の印刷製本	

# 蕨市地域防災計画

概要版

(案)

令和 6 年 ● 月

# 目 次

1章 地域防災計画について.....	1
1節 計画の目的.....	1
2節 計画の作成機関.....	1
3節 計画の構成.....	2
4節 想定する災害.....	3
2章 震災対策の新たな計画内容.....	5
1節 震災予防計画.....	5
2節 震災応急対策計画.....	9
3節 震災復旧・復興計画.....	15
4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置.....	16
3章 風水害対策の新たな計画内容.....	17
1節 災害予防計画.....	17
2節 災害応急対策計画.....	20
4章 その他の新たな計画内容.....	24
1節 事故災害対策計画.....	24
2節 複合災害対策計画の新規作成.....	25
3節 広域応援計画の新規作成.....	25
5章 自助、共助の取組.....	26
1節 避難情報の名称ととるべき行動.....	26
2節 災害時の情報入手手段.....	27
3節 家庭での備蓄.....	27
4節 災害ごとの避難行動.....	28

# 1章 地域防災計画について

蕨市防災会議では、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことや国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画が毎年更新されていること、市役所新庁舎の供用が開始されたことなどを踏まえ、このたび、蕨市地域防災計画の見直しを行いました。

本書は、蕨市地域防災計画の中から、新たな計画内容などを「概要版」としてとりまとめたものです。

## 1節 計画の目的

蕨市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づいて、蕨市防災会議が定める計画です。

計画の作成目的は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することによって、「市民の生命・財産の安全確保」を図ることとしています。

計画には、災害から「市民の生命・財産の安全確保」を図るために必要な市や防災関係機関、市民や地域、事業所の果たすべき責務や役割を定めています。

## 2節 計画の作成機関

蕨市地域防災計画は、蕨市長を会長とする「蕨市防災会議」によって作成され、必要に応じて見直しが行われます。

本計画を作成する蕨市防災会議の委員は、次の防災関係機関により構成されています。

●会長 蕨市長

○委員（以下、参加機関）

蕨市議会、蕨市議会教育まちづくり常任委員会、農林水産省関東農政局埼玉県拠点、厚生労働省埼玉労働局川口労働基準監督署、埼玉県（農林部さいたま農林振興センター、南部保健所、さいたま県土整備事務所、南部地域振興センター）、蕨警察署、蕨戸田市医師会、埼玉県獣医師会南支部、蕨市、蕨市教育委員会、蕨市消防本部、蕨市消防団、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、日本通運株式会社、一般社団法人戸田蕨トラック協会、東京電力パワーグリッド株式会社、日本郵便株式会社、蕨市町会長連絡協議会、蕨市地域女性団体連絡協議会、蕨市赤十字奉仕団



## 3 節 計画の構成

蕨市地域防災計画は、これまで作成されてきた「総論」、「震災対策計画」、「風水害対策計画」、「事故災害対策計画」の4つの編に加え、新たに「複合災害対策計画」、「広域応援計画」の各編を作成しました。

次に示す6つの編と資料編で構成しています。

### 第1編

#### 総論

蕨市地域防災計画の目的や構成、蕨市・埼玉県・防災関係機関の役割、市民・事業者の役割等を示すとともに、蕨市の自然・社会環境の現況をまとめています。

### 第2編

#### 震災対策計画

地震災害に係る予防対策、応急対策、復旧・復興対策のほか、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置等について記載しています。

### 第3編

#### 風水害対策計画

風水害等に係る予防対策、応急対策、復旧・復興対策について記載しています。

### 第4編

#### 事故災害対策計画

大規模火災、危険物等災害をはじめとする突発的な大規模事故等の予防対策、応急対策について記載しています。

### 第5編

#### 複合災害対策計画

同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、複合化する事態の予防対策、応急対策について記載しています。

### 第6編

#### 広域応援計画

首都圏が広域的に被災したとき、被害が甚大な他都県に対する支援を実施するための対策について記載しています。

## 4 節 想定する災害

災害対策基本法では、「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の異常な自然現象や大規模な火事もしくは爆発等により生じる被害と定義されています。

これら「災害」のうち、本市に関連するものを計画対象として、予防、応急、復旧・復興等の対策を定めています。

### 第1 地震災害

▶詳しくは本編 p 震-3~5 参照

地震対策は、県が公表している最新の「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月）」（以下「県想定」という。）に基づき検討しています。

県想定では次図のような5つの地震を想定しており、本市は、これら全ての想定地震の影響を少なからず受けますが、このうち、最も大きな影響を受ける「東京湾北部地震」を本計画の想定地震と位置づけています。

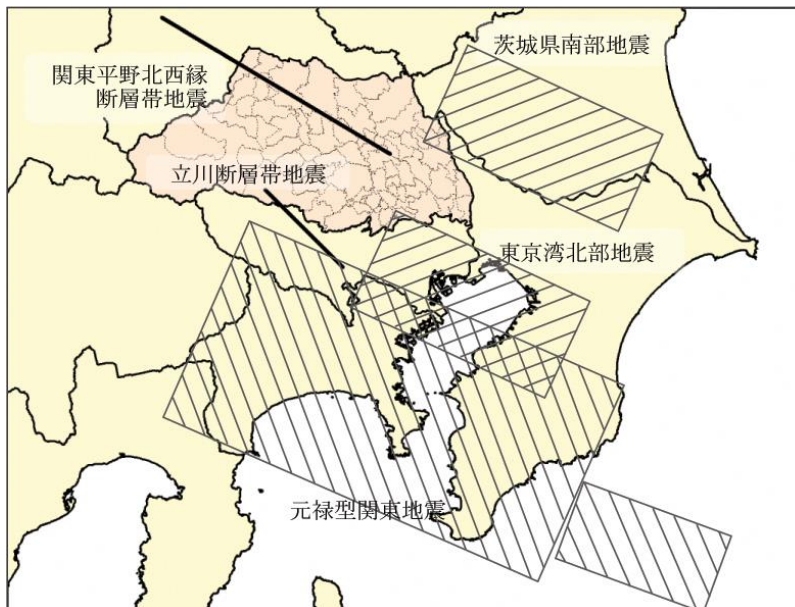


図 想定地震の断層位置図

※平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査より

表 東京湾北部地震時に蕨市で想定される被害

東京湾北部地震想定震度・想定被害			
最大震度			6強
液状化可能性（判定区分：高い）			44%
全壊数（棟）			490
半壊数（棟）			1,383
焼失数（棟）風速 8m/s		冬 18 時	27
死者数（人）風速 8m/s		冬 5 時	26
負傷者数（人）風速 8m/s		冬 5 時	219
	うち重傷者数（人）	冬 5 時	27
避難者数	1 週間後避難者数（人）風速 8m/s	冬 18 時	4,008
	1 か月後避難者数（人）風速 8m/s	冬 18 時	3,475
帰宅困難者数（人）		平日夏 12 時	3,820

## 第2 風水害

▶詳しくは本編 p 風-3 参照

本市で起こり得る風水害は、局地的な大雨により水路や下水道が大量の雨水を処理しきれなくなって起こる内水氾濫、いわゆる都市型水害と、荒川や芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川などが大雨により越流あるいは決壊して起こる洪水が主に考えられます。

本市が最も大きな影響を受ける洪水は、荒川が氾濫した場合であり、このとき、市のほぼ全域が1.0メートル以上の深さで浸水します。

また、浸水の深さは、市の南部と東部が深くなると想定されており、中央地区、南町地区及び塚越地区の南部では、浸水深が2.0～5.0メートルに達すると想定されています。

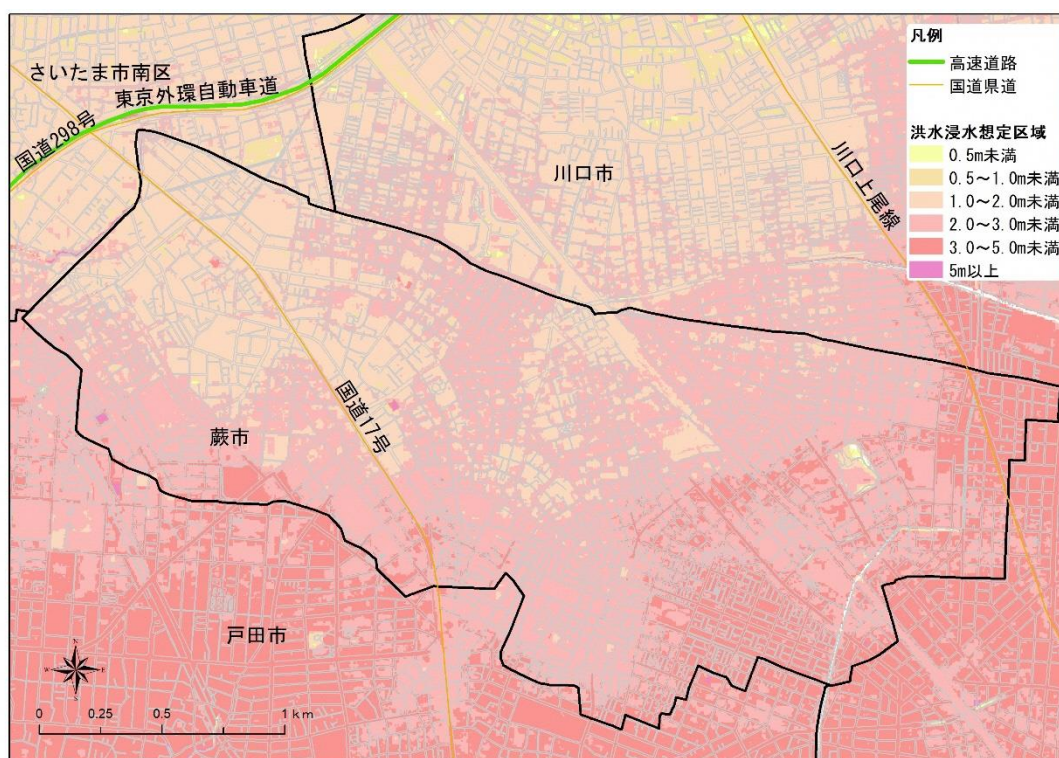


図 荒川洪水浸水想定区域

## 第3 事故災害等

▶詳しくは本編 p 事-3 参照

本市では、地震災害、風水害以外の災害として、事故災害（大規模火災、危険物等災害、道路災害、放射性物質災害、鉄道事故災害、航空機事故災害、雪害、文化財災害、サリン等による人身被害、火山噴火降灰）を想定します。

また、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象があることや首都圏が同時被災し、都県の相互応援が困難となるような広域災害を想定します。

## 2章 震災対策の新たな計画内容

地域防災計画には、予防、応急、復旧・復興のそれぞれのフェーズにおいて、本市及び防災関係機関が実施する防災施策が定められています。

この章では、特に地震災害（東京湾北部地震が発生した場合を想定）を対象とした具体的な対策の概要と近年の法律の改正や災害教訓を踏まえて、新たに追加・修正された計画内容等をご紹介します。

### 1節 震災予防計画

地震による被害を軽減するためには、密集市街地における耐震化事業や老朽化建築物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、災害に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することが必要です。

また、大規模な災害の場合は、行政の力だけでの災害対応には限界があるため、自助・共助に基づく地域防災力の向上が必要不可欠です。

このため、本市は、震災予防計画として、次の施策等を推進します。

#### 第1 災害に強い都市づくり

▶詳しくは本編 p 震-9~26 参照

災害の未然防止と被害の軽減及び円滑な応急活動を図るため、災害に強い都市づくりを推進します。

なお、災害に強い都市づくりに関しては、次の内容を定めています。

- 地震に強い市街地の整備
- 公共施設や一般建築物の耐震化
- 防災拠点等の避難環境の整備

このうち、特に「防災拠点等の避難環境の整備」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
指定緊急避難場所、指定避難所等の更新（震災・風水害共通）	指定緊急避難場所のうち浸水の影響を受ける施設は、想定される浸水深に応じて、2階以上あるいは3階以上の場合、使用可能であることを明記するようにしました。

表 指定緊急避難場所、指定避難所

	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所
				地震	水害	
1	錦町スポーツ広場	錦町 2-6	—	○	—	—
2	富士見公園	錦町 2-12	048-441-2490	○	—	—
	富士見第2公園	錦町 2-11	—	○	—	—
3	錦町コミュニティ・センター					
	西公民館	錦町 3-3-41	048-442-4054	○	2階以上○	○
	松原会館	錦町 3-3-41	048-443-6542	○	—	○
4	第二中学校	錦町 3-9-38	—	○	2階以上○	○
5	西小学校	錦町 5-11-30	—	○	2階以上○	○
6	北町コミュニティ・センター					
	北町公民館	北町 1-27-15	048-432-2225	○	2階以上○	○
	市民体育館	北町 1-27-15	048-432-2611	○	2階以上○	○
	北町公園	北町 1-27-15	—	○	—	—
7	北小学校	北町 2-11-6	048-432-2044	○	2階以上○	○
8	三学院	北町 3-2	048-443-1515	○	—	—
9	蕨高等学校	北町 5-3-8	048-443-2473	○	2階以上○	○
10	旭町公民館	中央 1-23-8	048-432-4053	○	—	—
	文化ホールくるる	中央 1-23-8	048-446-8311	○	3階以上○	○
11	中央公園	中央 3-9	—	○	—	—
12	福祉・児童センター	中央 4-9-22	048-431-7300	○	2階以上○	○
	中の宮公園	中央 4-9-22	—	○	—	—
13	中央コミュニティ・センター					
	中央公民館	中央 4-21-29	048-432-2530	○	2階以上○	○
	市民会館	中央 4-21-29	048-445-7660	○	2階以上○	○
	城址公園	中央 4-21-29	—	○	—	—
14	和楽備神社	中央 4-20-9	048-431-2549	○	—	—
15	ふるさと土橋公園	中央 6-5	—	○	—	—
16	中央小学校	中央 6-8-25	048-442-2672	○	2階以上○	○
17	中央東小学校	中央 7-18-7	048-443-3102	○	2階以上○	○
18	下蕨公民館	中央 7-41-1	048-441-1560	○	2階以上○	○
	下蕨公園	中央 7-41-1	—	○	—	—
19	南小学校	南町 1-36-6	048-442-2514	○	3階以上○	○
20	大荒田交通公園	南町 2-3	048-433-4750	○	—	—
21	南町コミュニティ・センター					
	南公民館	南町 2-23-19	048-442-4055	○	3階以上○	○
	三和公園	南町 2-23-19	—	○	—	—
22	第一中学校	南町 3-1-29	048-442-2533	○	3階以上○	○
23	東小学校	塚越 3-10-36	048-442-2154	○	3階以上○	○
24	塚越コミュニティ・センター					
	東公民館	塚越 3-19-13	048-442-4052	○	2階以上○	○
	塚越公園	塚越 3-19	—	○	—	—
	けやき荘	塚越 5-6-10	048-441-0705	○	—	—
25	蕨市民公園	塚越 5-1	048-444-3658	○	—	—
26	塚越小学校	塚越 5-7-20	048-442-2218	○	3階以上○	○
27	武南学園	塚越 5-10-21	048-441-6948	○	—	—
28	東中学校	塚越 6-7-34	048-442-5370	○	3階以上○	○

地震災害が発生したときに迅速かつ的確に対応するため、過去の災害の教訓を踏まえて、人員や物資、情報を総合的に管理し、消防や医療をはじめとする救援、救護等の応急活動を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から各種体制の整備及び強化を行います。

なお、災害に強い防災体制の整備に関しては、次の内容を定めています。

●市職員の活動体制の整備	●情報に関する体制の整備
●消防体制の整備	●救急救助体制の整備
●医療体制の整備	●非常用物資の備蓄・調達体制の整備
●緊急輸送体制の整備	●ごみ・し尿処理体制の整備
●がれき処理等廃棄物対策	●遺体処理体制の整備
●防疫体制の整備	●罹災証明書の発行体制の整備
●被災住宅等の応急体制の整備	●文教科の整備
●ペット等災害時動物避難・管理体制の整備	●被災中小企業支援
●応援受入れ体制の整備	

このうち、特に「市職員の活動体制の整備」、「情報に関する体制の整備」、「非常用物資の備蓄・調達体制の整備」、「がれき処理等廃棄物対策」、「罹災証明書の発行体制の整備」、「応援受入れ体制の整備」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
防災行動計画（タイムライン）の作成に関する内容	埼玉県地域防災計画（以下、「埼玉県の計画」といいます。）を参考に、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めることを追記しました。
情報の分析・加工体制の整備	埼玉県の計画を参考に、災害情報のデータベース化やシステムの整備に努めること、また、情報分析に関する人材の育成を図ることなどを追記しました。
感染症対策に必要な物資の備蓄	昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえ、感染症対策に必要なマスクや消毒液等の物資についても、避難所生活を想定して備蓄していくことを追記しました。
災害廃棄物処理体制の事前整備に関する内容	災害発生後に被災家屋等から排出される災害廃棄物を速やかに搬出・処理するため、蕨市災害廃棄物処理対応要領マニュアル／蕨市災害廃棄物処理計画にしたがい、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備することなどを追記しました。
罹災証明書の発行体制の事前整備に関する内容	災害発生後に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることを追記しました。



主な見直し項目	更新又は追加された内容
応援受入れ体制の整備（受援）に関する内容	「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」等を参考として、新たに「災害時受援計画」を作成し、災害時に外部からの応援を迅速かつ円滑に受援を受け入れる体制の整備に努めることなどを追記しました。

### 第3 行政と市民・事業者の連携による防災活動

▶詳しくは本編 p 震-52～70 参照

地震による被害を最小限に軽減するため、市民への防災意識の啓発や防災知識の普及、町会による自主防災会やその他の防災組織の育成強化、防災士やボランティア等との連携を進め、本市と市民及び事業者の連携による防災活動を促進します。

また、高齢者や障害者及び外国人等の要配慮者、帰宅困難者に配慮した安全対策を推進します。

こうした、行政と市民・事業者の連携による防災活動の活性化に関しては、次の内容を定めています。

●防災意識の高揚	●防災訓練の実施
●防災組織の育成	●火災発生の防止
●災害時の要配慮者対策	●帰宅困難者の安全確保
●ボランティアとの連携	

このうち、特に「防災訓練の実施」、「防災組織の育成」、「災害時の要配慮者対策」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
感染症対策に配慮した避難訓練の実施	昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえ、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えるため、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施することを追記しました。
避難所運営協議会の実施	平時から、避難所の運営についての検討を進めるため、自主防災会の活動として、指定避難所や本市と協議することを追記しました。
福祉避難所の受入れ対象者の事前調整に関する取組	災害対策基本法や「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正内容を踏まえて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等に努めることを追記しました。

### 第4 地震災害の防止に関する調査研究

▶詳しくは本編 p 震-71～73 参照

地震災害は、地震の規模や地域固有の自然社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められます。

今後も県や研究機関と連携しながら、地域の自然社会条件、災害危険性、被害想定等の基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、公共施設や既存建築物の震災対策、避難や緊急輸送に関する対策、社会的混乱の防止対策及び震災復興等について調査研究に努めます。

## 2 節 震災応急対策計画

「東京湾北部地震」が発生したときは、市域の人的被害は、200人以上の死傷者が発生し、建物被害は、全半壊及び焼失を含め約1,900棟発生し、避難者数は、最大で約4,000人発生することなどが想定されています。

こうした大規模な地震が発生すると、広範囲にわたって被害が発生するため、多岐にわたる応急対策活動が求められます。

応急対策は、活動体制の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火、応急危険度判定、避難所の開設及び備蓄物資の配給等、発災後直ちに必要となる対策と、避難所の運営、ボランティアの受付、救援物資の集配、廃棄物処理及び応急仮設住宅の供与などの被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分かれるため、応急対策を迅速かつ効率的に実施するためには、状況に応じたきめ細かな計画を策定する必要があります。

このため、本市は、地震災害が発生したときは、防災関係機関、関係事業者、町会・自主防災会と連携して、次に示す活動を実施することを計画しています。

### 第 1 応急活動体制

▶詳しくは本編 p 震-77~108 参照

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急活動を迅速に行うため、災害対策本部等の活動組織に必要な市職員を動員、配備して、応急活動体制を確立します。

また、市単独では、対処できない活動については、必要に応じて、県や他市区町村、自衛隊等に応援を要請します。

こうした、応急活動体制に関しては、次の内容を定めています。

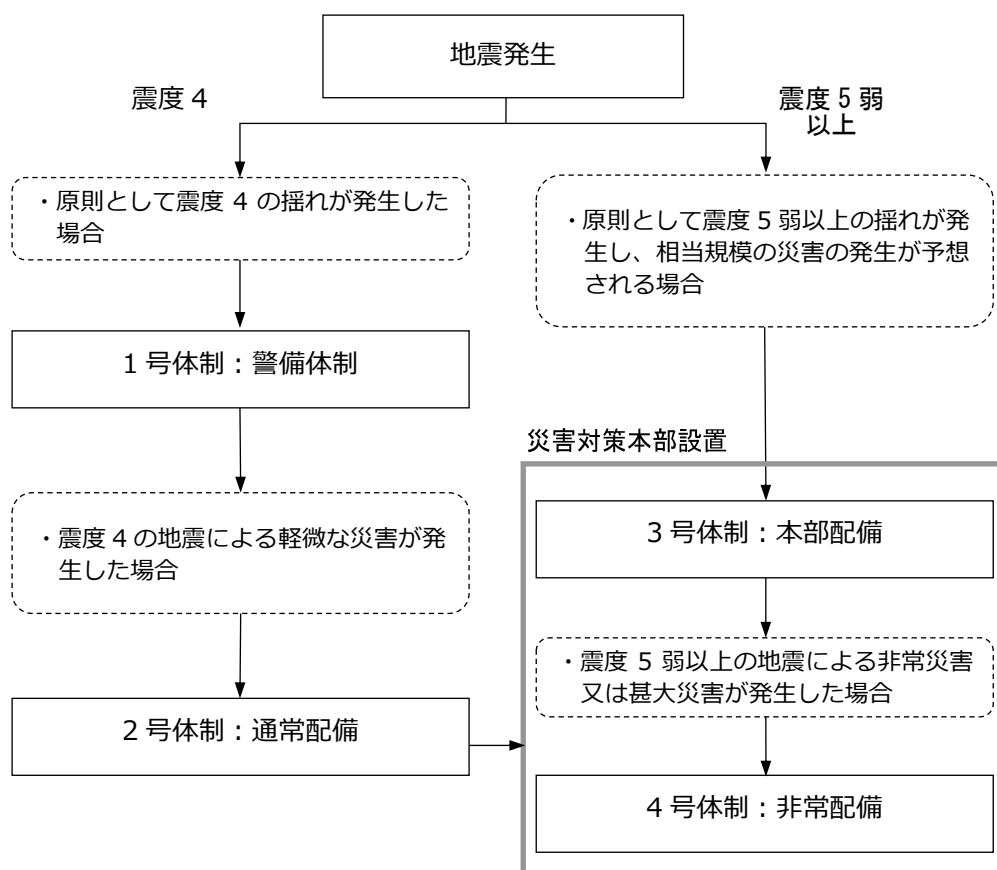
- 災害発生直前の未然防災活動
- 市職員の応急活動体制
- 相互応援協力体制
- 自衛隊の災害派遣要請
- 災害救助法の適用

このうち、特に「災害発生直前の未然防災活動」、「市職員の応急活動体制」、「相互応援協力体制」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
災害発生直前の未然防災活動	埼玉県の計画を参考に、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に備蓄状況の確認を行うことや物資拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有することなど、災害を未然に防ぐための応急対策を行うことを追記しました。
市職員の配備基準	地震時の市職員の配備基準に「南海トラフ地震臨時情報」の発表を加えるとともに、配備基準の記述を一部見直しました。



主な見直し項目	更新又は追加された内容
震度 6 弱以上地震時の行政機能確保状況の報告	埼玉県の計画を参考に、震度 6 弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告することを追記しました。
新庁舎運用開始に伴う災害対策本部設置場所	令和 5 年 10 月より新庁舎の運用が開始されたことに伴い、災害対策本部の設置場所に関する表現を一部見直しました。
組織改編に伴う更新	令和 5 年 10 月より蕨市行政組織図が改編されたため、組織名称や災害対策本部体制時の事務分掌等を一部更新しました。
埼玉県・市町村人的相互応援制度に関する内容	埼玉県の計画を参考に、本市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合は、埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づき、「彩の国災害派遣チーム」の派遣を県に要請することができることとなったことを追記しました。



※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定します。

図 地震時の活動組織の設置の流れ

表 市の地震時の配備体制

配備体制		配備基準	市職員動員の基本方針
1号体制	警備体制	原則として市域に震度4の揺れが発生した場合	災害の発生が予想される場合の情報収集及び伝達は、統括班及び消防部が行うものとし、必要に応じて関係ある市職員を動員する。
2号体制	通常配備	上記地震等による軽微な災害が発生した場合	比較的軽微な災害が発生した場合は、当該災害に関係ある市職員のみを動員する。
3号体制	本部配備	原則として市域に震度5弱以上の揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合	相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、本部長が本部の活動に必要なと認められる人員を動員する。
4号体制	非常配備	上記地震等による非常災害又は甚大災害が発生した場合	著しく甚大な災害が発生した場合は、全市職員を動員する。

災害対策本部設置

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定します。

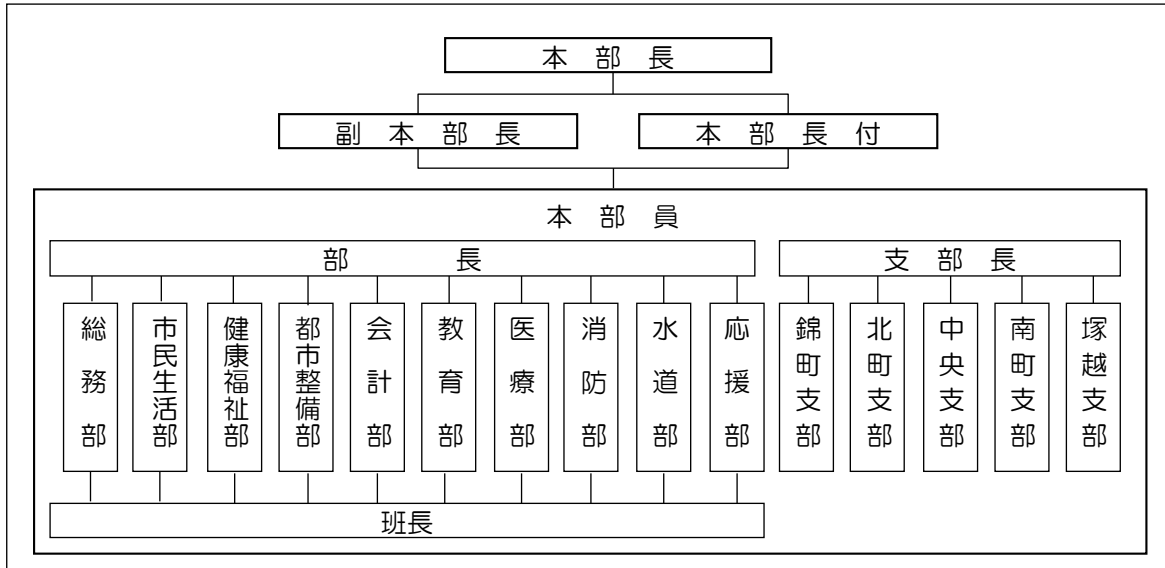


図 市の災害対策本部組織

## 第2 情報に関する対策

▶詳しくは本編 p 震-109~120 参照

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急活動を効果的に行うため、災害情報に関する収集伝達、広報、広聴を他市区町村や防災関係機関と連携を図りながら進めます。

なお、情報に関する対策に関しては、次の内容を定めています。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ●災害時の情報通信体制 | ●災害情報の収集伝達体制 |
| ●広報活動       | ●広聴活動        |

このうち、特に「広報活動」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針	埼玉県の計画を参考に、救出・救助活動の際は、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて、安否不明者や行方不明者、死者の氏名等を公表することを追記しました。

## 第3 消防活動対策

▶詳しくは本編 p 震-121~131 参照

大規模な地震災害が発生したときは、家屋の倒壊、同時多発火災等により広域的な被害が予想されます。

このため、防災関係機関と連携して、消防体制を速やかに確立し、出火防止、初期消火及び延焼の拡大防止にあたります。

なお、消防活動対策に関しては、次の内容を定めています。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ●消防体制の確立      | ●消防計画       |
| ●火災による二次災害の防止 | ●防災関係機関との連携 |

## 第4 救援・救護活動対策

▶詳しくは本編 p 震-132~170 参照

大規模な地震災害が発生したときは、多数の被災者が救援・救護を必要とします。

このため、防災関係機関等と連携して、救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、特に、要配慮者の安全確保に配慮しつつ、非常用の生活物資や応急仮設住宅の供給、避難生活での防疫及び保健衛生活動を推進します。

なお、救援・救護活動対策に関しては、次の内容を定めています。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ●救急救助活動            | ●医療救護活動        |
| ●避難活動              | ●水・食料・生活必需品の供給 |
| ●応急仮設住宅の設置と応急危険度判定 |                |
| ●行方不明者の捜索と遺体の収容・埋葬 |                |
| ●防疫及び保健衛生活動        | ●災害時の要配慮者対策    |
| ●帰宅困難者の支援          |                |

このうち、特に「医療救護活動」、「避難活動」、「防疫及び保健衛生活動」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
医療関連の連絡調整会議の設置に関する内容	埼玉県災害時医療救護基本計画等を参考に、災害時には、消防本部や蕨戸田市医師会等の関係機関の協力を得て、医療救護活動にかかる連絡調整会議を設置することを追記しました。
避難情報名称の更新	災害対策基本法の改正に伴い、従来の「避難指示（緊急）」及び「避難勧告」は「避難指示」に一本化されたことを踏まえ、関係する表記を更新しました。
避難所における要配慮者等への配慮の充実	高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、性的マイノリティ、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、性別を考慮した更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を避難所開設当初から設置できるように努めることなどを追記しました。
避難所における感染症対策	埼玉県の計画や「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」を参考として、新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合の避難所における感染症対策を追記しました。
広域避難に関する内容	災害対策基本法の改正に伴い、市外への居住者の避難、あるいは市外に居住する避難者の受入れなど、広域避難に関する災害時の避難・受入れ方法等が埼玉県の計画に示されたため、市が実施する広域避難に関する取組などを追記しました。
災害時動物救護活動ボランティアに関する内容	埼玉県の計画を参考に、被災した犬・猫等の救護活動の支援を円滑に行うため、県が登録している「災害時動物救護活動ボランティア」からの支援を受けられるよう、受入れ体制の整備に努めることを追記しました。

## 第5 都市施設の応急対策

▶詳しくは本編 p 震-171~178 参照

大規模な地震災害が発生し、応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や道路、鉄道、ライフライン等の都市施設が被災したときは、市民の社会経済活動に大きな影響を及ぼします。

したがって、都市施設が被災したときは、それぞれの事業者と連携して、二次災害の防止対策を講じつつ、迅速に応急対策を実施し、施設の機能回復や市民生活の安定化に努めます。

なお、都市施設の応急対策に関しては、次の内容を定めています。

- 公共建築物・道路・河川等の応急対策
- ライフライン等の応急対策

## 第6 交通対策

▶詳しくは本編 p 震-179~184 参照

大規模な地震災害が発生し、道路構造物や信号機等の付帯施設が壊れたときは、交通の混乱が起こり、緊急輸送等に支障が生じるおそれがあります。

このため、早期に交通及び輸送対策を講じ、円滑な輸送ができるように交通対策を定めています。

交通対策では、特に次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
本部物資集積所の名称を地域内輸送拠点へ見直し	「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月 中央防災会議幹事会）や埼玉県計画を参考に、これまで「本部集積場所」として記述してきた拠点名称を「地域内輸送拠点」という名称に見直しました。

## 第7 廃棄物対策

▶詳しくは本編 p 震-185~187 参照

大規模な地震災害が発生したときは、災害に伴って発生した倒壊家屋等の災害廃棄物をはじめ、生活で排出される一般ごみやし尿を適切に処理し、被災地の環境保全を図ります。

なお、廃棄物対策に関しては、次の内容を定めています。

- し尿処理
- 生活ごみの処理
- 災害廃棄物の処理

このうち、特に「災害廃棄物の処理」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
損壊家屋の解体実施時の対策	埼玉県の計画を参考に、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体や民間事業者への協力要請を行うことを追記しました。

## 第8 教育福祉対策

▶詳しくは本編 p 震-188~193 参照

大規模な地震災害が発生したときは、保育園、幼稚園、小学校、中学校等において、園児や児童生徒等の生命・身体の安全の確保と教育福祉活動の場の確保等の応急対策を講じます。

また、図書館などの社会教育施設や文化財に被害が生じたときは、速やかに被害の状況を調査し、必要な応急対策を講じます。

### 3 節 震災復旧・復興計画

災害が発生したあとで、ライフラインが復旧し始めると、家屋被害が軽少の被災者から自宅に戻り始め、仮設住宅の建設も進むため、“協働生活”から“個人生活”へと戻っていく復旧・復興の段階となってきます。

この段階では、まちの復旧・復興や被災者の生活再建、社会秩序の回復が求められます。

そこで、本市は、国や県と連携して、より災害に強いまちづくりにつなげる復旧事業計画及び復興計画を策定するとともに、被災者の生活再建の支援、義援金品の配分、中小企業等への融資等の措置を行うことを計画しています。

#### 第1 災害復旧・復興計画の策定等

▶詳しくは本編 p 震-197~202 参照

災害で打撃を受けた都市構造や地域経済を立て直すため、都市基盤となる公共施設の機能回復を図る災害復旧事業計画を策定します。

さらに、将来の都市のあり方を展望しつつ、被災前の地域の抱えた課題を解決する長期的視野に立った復興計画を策定します。

このうち、特に「災害復興計画の策定」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
災害復興計画策定時の女性参画促進	防災基本計画や埼玉県に明記された「女性の視点を踏まえた防災対策の推進」を踏まえ、復興のあらゆる場面や組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画促進に努めることを追加しました。

#### 第2 生活再建への支援

▶詳しくは本編 p 震-203~213 参照

大規模な地震時には、家屋や家財が損失し、多くの方が経済的に困窮して、地域社会が混乱するおそれがあります。

このため、防災関係機関と協力しながら、人心の安定と社会秩序の維持を図り、生活再建への支援を行います。

このうち、特に「被災者生活再建支援制度」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
被災者生活再建支援制度等の見直し	被災者生活再建支援法の改正により、被災者生活再建支援金が「中規模半壊」世帯に拡大されたことや被災者生活再建支援法が適用されない場合に県と共同で拠出する「埼玉県・市町村生活再建支援金」の内容を追加しました。

## 4 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

▶詳しくは本編 p 震-217~218 参照

気象庁は、これまで東海地震に限定していた警戒体制（東海地震に関連する情報）を改めて、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」の運用を開始しました。

その後、令和元年5月31日には、この情報は、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」に改められました。

これにより、気象庁が常時監視している観測データに異常が認められ、南海トラフ地震の前兆現象である可能性が高まったと認められるときは、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

本市は、この「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴う社会的混乱を防止するため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を参考に、「南海トラフ地震臨時情報」の発表に伴う対応措置を新たに計画に定めました。

### 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）のケース別発表情報

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2 週間（警戒：1 週間） (注意：1 週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1 週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

### 住民の防災対応

- 1)日常生活を行いつつ、日ごろからの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。  
(対応例)  
家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- 2)日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。  
(対応例)  
高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持ち出し品等）、危険なところできるだけ近づかない 等

### 企業等の防災対応

- 1)日ごろからの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。  
(対応例)  
安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

図 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応措置例

# 3章 風水害対策の新たな計画内容

この章では、特に風水害を対象とした具体的な対策の概要と近年の法律の改正や災害教訓を踏まえて新たに追加・修正された計画内容等をご紹介します。

なお、新たに追加・修正された計画内容のうち、「2章 震災対策の新たな計画内容」に含まれているものについては、記述を省略しています。

したがって、ここでは、風水害特有の対策として、新たに追加・修正された計画内容等を中心に紹介しています。

## 1節 災害予防計画

風水害に強いまちづくりを進めるためには、水害に強い都市づくり、防災組織の整備、防災教育、近年の竜巻注意情報の伝達や経験したことがない大雨に対する防災知識の普及、洪水ハザードマップの活用による避難施設の確保、配備基準の明確化による体制の整備、避難、風水害に対する意識の向上等の防災・減災対策を講じることが必要です。

このため、本市は、風水害に対する災害予防計画として、次の施策等を推進します。

### 第1 災害に強い都市づくり

▶詳しくは本編 p 風-7~17 参照

台風や豪雨による被害を予防し、かつ円滑な応急活動を実施するため、河川、下水道の整備や雨水の流出抑制をはじめとした水害予防対策を講ずるとともに、防災拠点等の避難環境の整備等を図り、災害に強い都市づくりを推進します。

なお、災害に強い都市づくりに関しては、次の内容を定めています。

- 水害予防対策
- 竜巻・突風等対策
- 防災拠点等の避難環境の整備

このうち、特に「水害予防対策」や「防災拠点等の避難環境の整備」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
荒川洪水浸水想定区域の更新	水防法の改正に伴い、国土交通省が作成した「荒川洪水浸水想定区域図」（平成30年9月）や埼玉県が作成した「鴨川流域、芝川・新芝川流域、笹目川、菖蒲川流域、鴻沼川の洪水浸水想定区域図」（令和2年5月）等の内容を更新しました。
洪水浸水想定区域における避難確保措置に関する内容	水防法の改正や埼玉県の計画を参考に、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に関して、名称及び所在地を計画に記載するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等を定期的に確認することなどを追記しました。



主な見直し項目	更新又は追加された内容
荒川水系流域治水協議会に関する内容	水防体制の強化として、荒川上流河川事務所が設立する「荒川上流(埼玉県)大規模氾濫に関する減災対策協議会」において設置された「荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会」等を活用することを追記しました。
避難情報名称の更新	災害対策基本法の改正に伴い、従来の「避難指示(緊急)」及び「避難勧告」は「避難指示」に一本化されたことを踏まえ、関係する表記を更新しました。
発災前の避難決定及び市民への情報提供に関する内容	埼玉県の計画を参考に、風水害は、被災までに一定の時間があり、予見性が高いため、熊谷地方気象台等の専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難を決定することや市民の避難に資する情報提供実施に努めることなどを追記しました。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

<p>警戒レベル5は、 すでに安全な避難ができず 命が危険な状況です。 <b>警戒レベル5緊急安全確保の 発令を待ってはいけません!</b></p>	<p>避難勧告は廃止されます。 これからは、 <b>警戒レベル4避難指示</b>で 危険な場所から全員避難 しましょう。</p>	<p>避難に時間のかかる 高齢者や障害のある人は、 <b>警戒レベル3高齢者等避難</b>で 危険な場所から避難 しましょう。</p>
--	--	---

図 新たな避難情報に関するポスター (出典：内閣府(防災担当)・消防庁)

## 第2 災害に強い防災体制の整備

▶詳しくは本編 p 風-18~40 参照

台風や豪雨による風水害が発生したときに迅速かつ的確に対応するため、人員や物資、情報を総合的に管理し、消防や医療をはじめとする救護、救援等の応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から各種体制の整備及び強化を行います。

なお、災害に強い防災体制の整備に関しては、次の内容を定めています。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ●市職員の活動体制の整備      | ●情報に関する体制の整備         |
| ●救急救助体制の整備        | ●医療体制の整備             |
| ●非常用物資の備蓄・調達体制の整備 | ●緊急輸送体制の整備           |
| ●ごみ・し尿処理体制の整備     | ●がれき処理等廃棄物対策         |
| ●遺体処理体制の整備        | ●防疫体制の整備             |
| ●罹災証明書の発行体制の整備    | ●被災住宅等の応急体制の整備       |
| ●文教体制の整備          | ●ペット等災害時動物避難・管理体制の整備 |
| ●被災中小企業支援         | ●応援受入れ体制の整備          |

## 第3 行政と市民・事業者の連携による防災活動

▶詳しくは本編 p 風-41~57 参照

台風や集中豪雨等による被害を予防又は軽減するため、市民への防災意識の啓発や防災知識の普及、風水害に備えた防災訓練、町会による自主防災会やその他の防災組織の育成強化、防災士やボランティア等との連携等を進め、本市と市民及び事業者の協力による防災活動を促進します。

また、高齢者や障害者及び外国人等の要配慮者、帰宅困難者に配慮した安全対策を推進します。

こうした、行政と市民・事業者の連携による防災活動の活性化に関しては、次の内容を定めています。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ●防災意識の高揚    | ●防災訓練の実施    |
| ●防災組織の育成    | ●災害時の要配慮者対策 |
| ●帰宅困難者の安全確保 | ●ボランティアとの連携 |

このうち、特に「防災意識の高揚」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
マイ・タイムライン作成に関する普及啓発の追記	埼玉県の計画を参考に、大雨や台風等が接近し、水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成等に関する普及啓発を行うことを追記しました。

## 2 節 災害応急対策計画

想定し得る最大規模の大雨が降り、荒川が氾濫する場合、市域全体に浸水が及ぶことが想定されています。

こうした大規模な水害が発生した場合も地震災害と同様に、時期に応じた的確な応急対策活動が求められます。

ただし、風水害時の応急対策は、突然襲ってくる地震とは異なり、その発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険性を避けるために早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能となります。

このため、本市は、防災関係機関、関係事業者、町会・自主防災会と連携して、風水害時に特に発災前から発災直後にかけて必要となる対策として、次に示す活動を実施することを計画しています。

なお、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策については、地震災害と同様となりますので2章2節第5から第8を参照ください。

### 第1 応急活動体制

▶詳しくは本編 p 風-61～89 参照

市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急活動を迅速に行うため、災害対策本部等の活動組織に必要な市職員を動員、配備して、応急活動体制を確立します。

また、市単独では、対処できない活動については、必要に応じて、県や他市区町村、自衛隊等に応援を要請します。

こうした、応急活動体制に関しては、次の内容を定めています。

- 災害発生直前の未然防災活動
- 市職員の応急活動体制
- 相互応援協力体制
- 自衛隊の災害派遣要請
- 災害救助法の適用

このうち、特に「市職員の応急活動体制」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
市職員の配備基準の見直し	風水害時の市職員の配備基準について、熊谷地方気象台が発表する防災気象情報と警戒レベルの関係や埼玉県計画を参考として、気象等に関する特別警報が発表されたときは、3号体制(本部配備)とするなどの見直しを行いました。

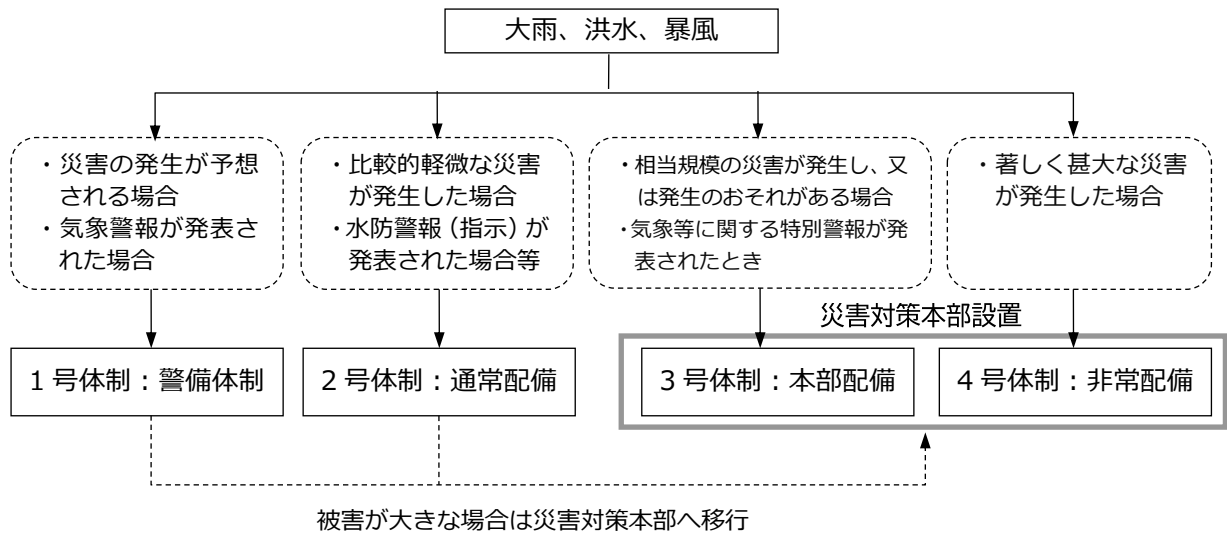


図 風水害時の活動組織の設置の流れ

表 市の風水害時の配備体制

配備体制		配備基準	市職員動員の基本方針
災害対策本部設置	1号体制 警備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・熊谷地方気象台から市域を対象とする大雨、洪水等に関する気象警報が発表された場合</li> </ul>	情報収集及び伝達は、統括班長及び警防班長が行うものとし、必要に応じて関係ある市職員を動員する。
	2号体制 通常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な浸水等、比較的軽微な災害が発生した場合</li> <li>・荒川上(下)流河川事務所から水防警報（指示）が発表された場合</li> <li>・荒川の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれる場合</li> </ul>	当該災害に関係ある市職員のみを動員する。
	3号体制 本部配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合</li> <li>・熊谷地方気象台から市域を対象とする特別警報が発表された場合</li> <li>・荒川の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えることが見込まれる場合</li> </ul>	災害対策本部を設置し、本部長が本部の活動に必要と認められる人員を動員する。
	4号体制 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく甚大な災害が発生した場合</li> <li>・熊谷地方気象台から市域を対象とする特別警報が発表され、甚大な災害が発生した場合</li> </ul>	災害対策本部を設置し、全職員を動員する。

## 第2 情報に関する対策

▶詳しくは本編 p 風-90~113 参照

風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急活動を効果的に行うため、災害情報に関する収集伝達、広報、広聴を他市区町村や防災関係機関と連携を図りながら進めます。

なお、情報に関する対策に関しては、次の内容を定めています。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ●災害時の情報通信体制 | ●災害情報の収集伝達体制 |
| ●広報活動       | ●広聴活動        |

このうち、特に「災害情報の収集伝達体制」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
警報・注意報等各種気象情報や水防情報の更新	令和5年6月に更新された熊谷地方気象台が発表する警報・注意報発表基準の内容や洪水予報に関する基準水位等を更新するとともに、キクル、竜巻発生確度ナウキャスト等の新たに発表されている各種気象情報の内容を追記しました。

## 第3 水防対策

▶詳しくは本編 p 風-114~116 参照

水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、洪水等の水害を警戒防御し、被害の軽減、公共の安全を図るため、消防団、警察署及び荒川左岸水害予防組合と密接に連携をとりながら、水防対策を実施します。

なお、水防対策に関しては、次の内容を定めています。

- |             |
|-------------|
| ●水防体制の確立    |
| ●本市の水防活動の要領 |

## 第4 救援・救護活動対策

▶詳しくは本編 p 風-117~153 参照

大規模な風水害が発生したときは、家屋の流失、損壊、浸水等により、救護救援を必要とする被災者が多数発生することが予想されます。

このため、防災関係機関等と連携して、救急救助、医療、避難活動を迅速に行うとともに、特に、要配慮者の安全確保に配慮しつつ、非常用の生活物資や応急仮設住宅の供給、避難生活での防疫保健衛生活動を推進します。

なお、救援・救護活動対策に関しては、次の内容を定めています。

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ●救急救助活動              | ●医療救護活動        |
| ●避難活動                | ●水・食料・生活必需品の供給 |
| ●被災住宅の応急修理と応急仮設住宅の設置 |                |
| ●行方不明者の捜索と遺体の収容・埋葬   |                |
| ●防疫及び保健衛生活動          | ●要配慮者の安全確保     |
| ●帰宅困難者の支援            |                |

このうち、特に「避難活動」において、次のような項目の見直しを行いました。

主な見直し項目	更新又は追加された内容
避難情報の発令基準、発令手段等の見直し	避難情報の発令基準について、災害対策基本法の改正を受けて改定された「避難情報に関するガイドライン」を参考に、警戒レベルと整合を図るように見直しました。

表 避難情報の発令基準

種類	発令基準	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定河川洪水予報により、荒川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合）</li> <li>荒川の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</li> <li>堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> </ul>	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。</li> <li>特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定河川洪水予報により、荒川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</li> <li>荒川の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</li> <li>堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> </ul>	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。</li> <li>平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>指定河川洪水予報により、氾濫発生情報の通知を受けた場合</li> <li>荒川の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</li> </ul>	<p>災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況</p> <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある」と判断できる場合</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。</li> <li>災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際にとるべき行動を検討する。</li> </ul>

## 4章 その他の新たな計画内容

地域防災計画は、災害の種類ごとに対策が立案されています。

これまでは、地震災害、風水害以外にも大規模な事故が発生したときの対策（事故災害対策計画）を定めてきました。

この章では、事故災害対策計画の中で見直されたポイントのほか、新たに作成した「複合災害対策計画」、「広域応援計画」の概要を紹介します。

### 1節 事故災害対策計画

▶詳しくは本編 p 事-1~92 参照

事故災害対策計画は、次の11章で構成されています。



このうち、特に「雪害対策計画」において、次のような項目の見直しを行いました。

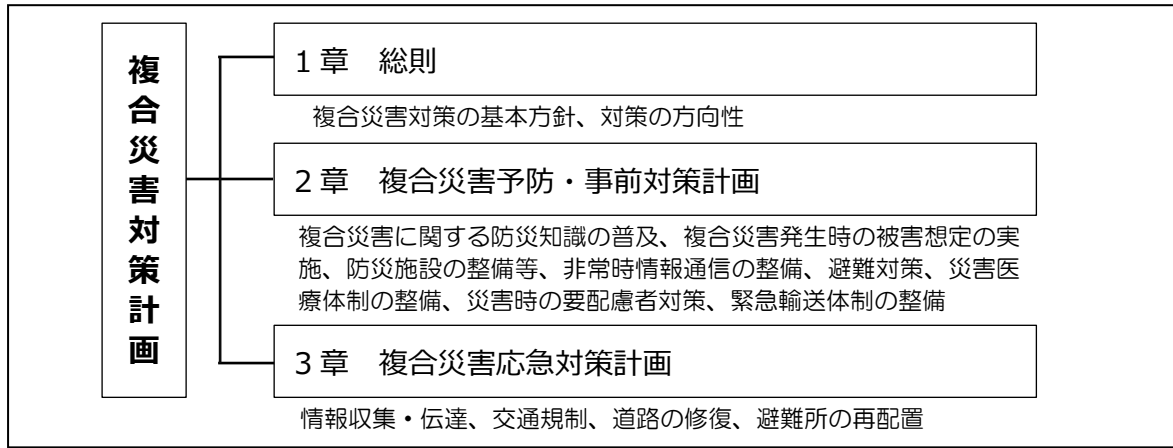
主な見直し項目	更新又は追加された内容
大雪対応事前行動計画の作成・共有	大雪災害に対応するため、県とともに事前行動計画を作成し、関係機関と共有するよう努めることを追加しました。
雪害に対する自助の取組	市民に対して、雪害に対する自助の取組の重要性について普及啓発及び広報に努めることを追加しました。
積雪に伴う大規模な立ち往生滞留車両対策	積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間要すると見込まれるときは、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援を行うことなどを追加しました。

## 2 節 複合災害対策計画の新規作成

▶詳しくは本編 p 複-1~28 参照

同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生したときは、被害の激化、広域化や長期化が懸念されます。

そこで、本市は、地震及び風水害による複合災害を想定した予防・事前対策、応急対策をとりまとめた、新たな複合災害対策計画を作成しました。

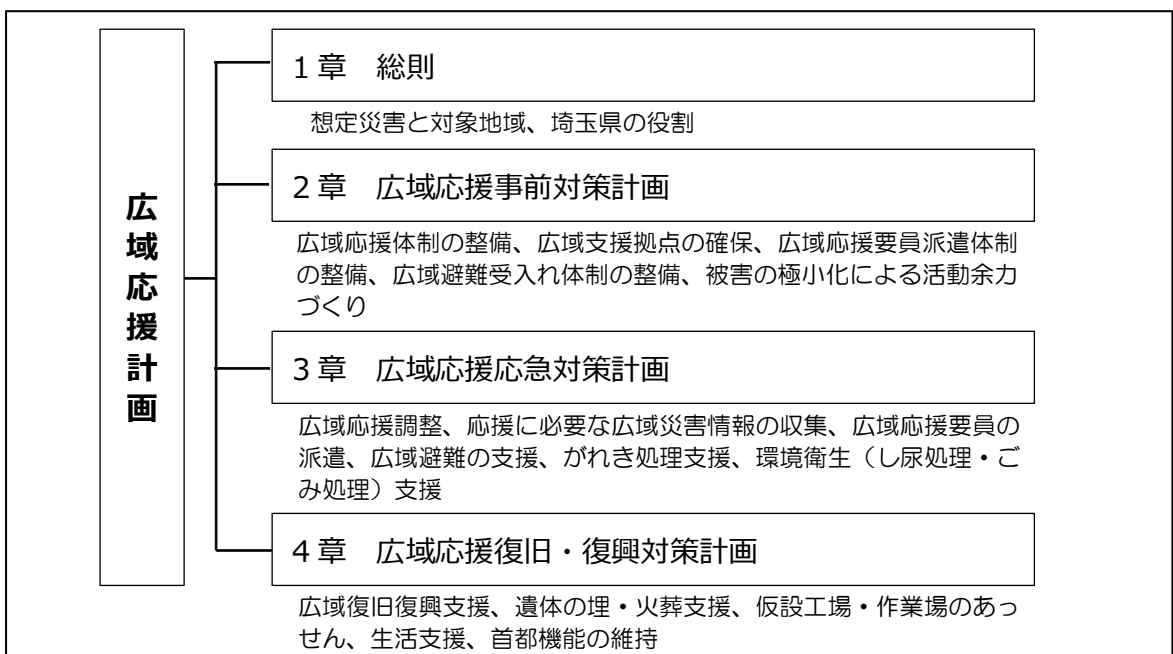


## 3 節 広域応援計画の新規作成

▶詳しくは本編 p 広-1~13 参照

首都圏が同時被災となる広域災害が発生するときは、首都圏の都県による相互応援は困難な状況になります。

そこで、本市は、首都圏が同時被災となる広域災害が発生したときは、まず迅速に市内の被害に対応し、被害が軽微なときなどは、県及び関係機関と連携して、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むため、新たに広域応援計画を作成しました。





# 5章 自助、共助の取組


この章では、地域防災計画に関連して、日ごろから地域や個人で取り組まれる防災活動に役立つ情報を整理しました。

災害に備えた具体的な対策にご活用ください。

## 1節 避難情報の名称ととるべき行動

市は、災害のおそれがあり、避難が必要と判断したときは、その緊急度に応じた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令します。

なお、水害の場合、実際の浸水がはじまってからの避難はかえって危険ですので、状況に応じて、自宅の2階以上や近所の高い建物への避難を考えておきましょう。

気象状況	河川の状況	警戒レベルと 気象庁などの情報	住民がとるべき行動
大雨の数日～ 約1日前	自分がある場所で雨が降っていないなくても、上流で雨が降れば河川が増水するおそれがあります。	<b>レベル1</b> <b>早期注意情報</b>	<b>災害への心構えを高める</b> ・気象情報などの確認を行う。 ・自宅の風雨対策を行う。 (土のうや板などによる浸水・風雨対策、側溝・排水溝などの清掃)
大雨の半日～ 数時間前 ・雨や風がだんだん強くなり、雨水が集まり、河川の水位が徐々に増える。 ・家の床下浸水のおそれ。	<b>水防団待機水位</b> ・河川が増水し、河川敷にも水が流れ、道路が冠水するおそれがあります。 <b>氾濫注意水位</b> ・氾濫の発生に対する注意を求める段階。	<b>レベル2</b> <b>大雨注意報</b> <b>洪水注意報</b>	<b>自らの避難行動を確認</b> ・テレビ、ラジオ、インターネットなどによる気象情報や計画運休などの確認を行う。 ・ハザードマップなどで自分や家族の避難行動の確認を行う。 ・親戚や知人の自宅の場所や連絡先、避難場所までの経路の確認を行う。 ・水や食料、防寒具、薬やミルクなどの非常用持ち出し品の準備を行う。 ・防災行政無線やホームページなどで自主避難者用の避難場所開設の確認を行う。
大雨の数時間～ 2時間程度前 ・大雨となる。 ・道路の冠水。 ・家の床上浸水のおそれ。	<b>避難判断水位</b> ・避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階。	<b>レベル3</b> <b>大雨警報</b> <b>洪水警報</b> <b>高齢者等避難が発令される可能性あり</b>	<b>危険な場所から要配慮者は避難</b> ・避難に時間がかかる高齢者や障害のある方は避難を開始する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備や自主的な避難を開始する。 ・市のホームページやメール配信などで避難情報を確認する。 ・テレビやインターネットなどで洪水予報を確認する。
・河川の更なる増水による氾濫。 ・大雨が一層激しくなる。	<b>氾濫危険水位</b> ・いつ氾濫してもおかしくない状態。 ・避難などの氾濫発生に対する対応を求める段階。	<b>レベル4</b> <b>氾濫危険情報</b> <b>避難指示が発令される可能性あり</b>	<b>危険な場所から全員避難</b> ・安全な場所への避難を開始する。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。 ・自宅内で避難する場合は、浸水が想定されない場所で身の安全を確保する。 
<b>警戒レベル4までに必ず避難！</b>			
数十年に一度の大雨	氾濫が発生	<b>レベル5</b> <b>緊急安全確保</b> <b>大雨特別警報</b> <b>氾濫発生情報</b>	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> ・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

雨風が強くなる前に行うことを完了させましょう

水位などの状況を把握しつつ、避難行動を開始しましょう

身の安全を確保しましょう

## 2 節 災害時の情報入手手段

本市は、災害のおそれがあるときは、次の様々な方法により、防災情報や避難情報をみなさまに伝達します。

市から避難等の呼びかけがあった場合には、速やかに避難行動を開始してください。

### 洪水時における防災情報



市ホームページ  
「災害情報の配信」

#### 防災行政無線

災害時、市から防災情報が放送されます。  
また、24時間以内に放送された内容を電話で確認できます。  
048-444-1320

#### 蕨市メール配信サービス(登録制)

防災行政無線の放送内容などをメールで配信します。



#### 電話・FAX配信サービス(登録制)

視覚や聴覚に障害のある方や、蕨市メール配信サービスを利用できない方が登録できます。

#### X(旧ツイッター)

防災行政無線の放送内容が配信されます。  
【ユーザー名】bousai\_warabi  
※蕨市公式Xとは別のアカウントです。



#### 市ホームページ 「緊急・防災情報」

災害情報をいち早く掲載し、お知らせします。

#### 緊急速報メール

「避難指示」などの避難情報や洪水情報などが配信されます。

#### Yahoo!防災速報アプリ

緊急地震速報や気象警報、豪雨予報、避難情報などをお知らせするアプリです。

#### ケーブルテレビ「ウインクチャンネル」(地デジ11ch)

#### テレビ埼玉(地デジ3ch) データ放送

#### NHK(地デジ1ch) データ放送

リモコンのdボタンを押して、災害に関する防災情報を確認できます。



## 3 節 家庭での備蓄

食料や飲料水・生活必需品は、日ごろ利用しているものを少し多めに購入しておき、なくなる前に補充して、少し多めの状態をキープする「ローリングストック」を心がけ、災害に備えましょう。

また、非常持ち出し品の準備など、日ごろからできる事前の対策に努めましょう。

### 非常用持ち出し品

非常用持ち出し品・備蓄品の準備をしましょう。

非常用持ち出し品リストを利用して準備をしましょう。

- |                                      |                                 |                                       |
|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ハッドライト・懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 携帯電話   | <input type="checkbox"/> 運動靴          |
| <input type="checkbox"/> ロープ         | <input type="checkbox"/> 家族の連絡先 | <input type="checkbox"/> 洪水ハザードマップ・地図 |



#### 非常用持ち出し袋

- |                                |  |   |
|--------------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> 雨具    | <input type="checkbox"/> 衣類・下着         | <input type="checkbox"/> 鍵(家、自動車などのスペアキー) |
| <input type="checkbox"/> タオル   | <input type="checkbox"/> 軍手(滑り止め付き)    | <input type="checkbox"/> 身分証明書のコピー(免許証など) |
| <input type="checkbox"/> マスク   | <input type="checkbox"/> 水(必要最低限の分量)   | <input type="checkbox"/> 常備薬              |
| <input type="checkbox"/> 通帳・印鑑 | <input type="checkbox"/> 食料(必要最低限の分量)  | <input type="checkbox"/> _____            |
| <input type="checkbox"/> 救急セット | <input type="checkbox"/> 感染対策グッズ       | <input type="checkbox"/> _____            |
| <input type="checkbox"/> 携帯トイレ | <input type="checkbox"/> 現金(公衆電話用に小銭も) | <input type="checkbox"/> _____            |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 健康保険証のコピー     | <input type="checkbox"/> _____            |



## 4 節 災害ごとの避難行動

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。

災害から命を守るためには、身近にどんな危険があるのかを理解し、災害時にどのような避難行動をとればよいか日ごろから考えておくことが大切です。

避難行動は、災害の種別・状況や自分の居場所によって様々です。

いざという時のため、災害ごとの避難行動について考えてみましょう。

避難行動は市が指定する緊急避難場所・避難所へ移動することだけではなく、自然災害から「命を守るための行動」全般を意味します。

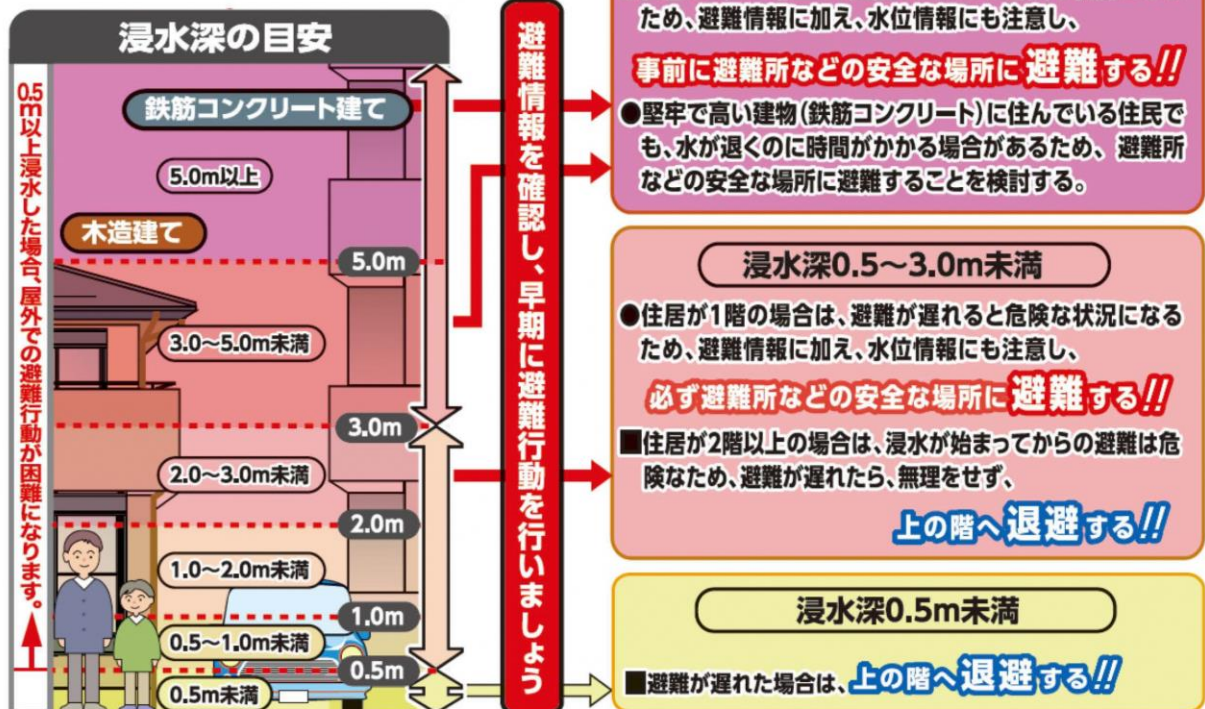
市が指定する緊急避難場所・避難所へ移動することが危険であると避難者自らが判断する場合は、近隣の強固な建物への移動や、屋内でのより安全な場所への移動も大切な避難行動です。

### ● 避難行動の確認を

洪水ハザードマップで自宅周辺の最大浸水深を確認しましょう。



市ホームページ  
「洪水ハザードマップ」



・ 浸水の危険があっても、水や食料、簡易トイレなどの備えが十分にある場合、自宅に留まり安全確保することも可能です。自宅内で安全な階に避難する「垂直避難」なども検討しましょう。

・ 洪水ハザードマップに掲載されている河川が自宅の周囲にある場合、浸水の深さにかかわらず、事前に避難所などの安全な場所に避難しましょう。

・ 避難所等の場所もハザードマップで確認できます。※隣接する、さいたま市、川口市、戸田市のほか、草加市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、東京都足立区の避難場所も利用可。

・ 道路冠水などにより車が水に浸った場合、エンジンが停止したり、車に閉じ込められたりするなど、非常に危険な状態となります。避難所へは、原則として徒歩で避難しましょう。



蕨市地域防災計画 概要版  
令和6年●月作成  
蕨市